

監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成30年1月15日

木津川市監査委員 西 井 正

木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 監査執行年月日 平成29年11月29日（水）

2 監査対象部局及び監査の対象

市民部

【市民課】

- (1) コンビニ交付システムの機器更新に伴う JPKI 方式への移行について
- (2) 事前登録型本人通知制度の登録状況について
- (3) 平成29年4月以降の転入転出状況について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

【国保年金課】

- (1) 重度心身障害者医療制度及び重度心身障害者老人健康管理事業について
- (2) 医療費抑制の取組状況と効果及び今後の方針について
- (3) 老齢年金受給資格要件緩和に伴う相談状況等について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

【人権推進課】

- (1) 女性センター及び各人権センターの講座実施状況について
- (2) 共同浴場入浴料の値上げによる効果等の検証結果について
- (3) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

【まち美化推進課】

- (1) 市営墓地販売状況等について
- (2) ごみ減量化施策の進捗状況について
- (3) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

【加茂支所・山城支所】

- (1) 本庁との連携、連絡体制、情報の共有化について
- (2) 取り扱い現金の管理状況について
- (3) 支所職員の事務処理体制等について

総務部

【危機管理課】

- (1) 災害対応に係る諸経費について
- (2) 自主防災組織の活動助成金について
- (3) コミュニティ事業補助金について
- (4) 防犯カメラの設置状況と設置計画、及び予算措置について
- (5) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

市民部

【市民課】

現在、山城行政サービスコーナーは、山城総合文化センター（アスパアやましろ）の山城図書館内に設置されており、その主な取扱業務は住民票、印鑑登録証明書等の交付である。

また、同コーナーの職員体制は、再任用職員1名、臨時職員2名であるが、再任用職員は山城図書館職員の併任となっていることから、図書館業務も従事している。

一方、同コーナーでの住民票等の発行件数は、年々減少傾向にあり、本年

度の4月から10月末現在の累計は511件で、日平均、3件ないし4件である。

同コーナーの業務時間及び休業日は山城図書館の例によっていることから、本庁、支所等の閉庁日でも上記証明書等の発行が行え、市民の利便性は確保されていると言えるが、発行件数と人件費を勘案すると費用対効果の面で疑問があるため、業務内容に応じた効率的、効果的な職員体制となるよう検討されたい。

【国保年金課】

特になし。

【人権推進課】

人権推進課が所管する各センターで開催されている各種の講座が他部署所管の講座と講座内容が重複していることから、以前より、決算審査や定期監査で、重複講座の統合について関係部署と調整するよう意見を述べてきたところであるが、現時点において協議されている状況にない。

各部署が所管する講座の設置目的は各々異なるとは理解するが、同一内容の講座であるのであれば経費の節減等の観点から整理統合は必要であると考える。今後、全庁的な取り組みとして、関係部署と講座の統合整理に向けた協議を進められたい。

【まち美化権推進課】

特になし。

【加茂支所・山城支所】

両支所で取り扱う現金等の管理については、各々の独自の方法で厳重に管理されており、評価できるものである。

しかしながら、現金出納、領収押印、出納記録が同一の職員が行っている状況であるので、より厳密な管理を行えるよう相互チェックのシステムを構築されたい。

総務部

【危機管理課】

災害時の被災者への食料供給や基本的な生活物資を備蓄するため、これらを計画的に購入されているところである。

また、備蓄食料は既に計画数を備えているところであるが、飲料水を除き概ね消費期限が5年であるため、毎年、消費期限が到来した備蓄食料を更新

している。

消費期限が到来した備蓄食料は廃棄することになるが、処分費用を鑑み、自治会等の防災訓練などに消費期限間近の備蓄食料を提供していることは評価できるものである。

今後においても、備蓄食料の更新は続くことから、出来る限り備蓄食料が無駄にならないよう、各種イベントでの活用を図り、市民の防災意識の啓発につなげられたい。